



快適で安全なまちづくりのために…

芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業





事業の目的

芦屋西部第二地区は平成7年1月17日の阪神・淡路大震災によりほとんどの建物が全半壊し、本市の中でも最も大きな被害を受けました。

このような状況を踏まえ、良好な住宅市街地の再生と防災性の向上を図るために、土地区画整理事業により快適で安全なまちづくりを行うこととしました。

平成8年3月に芦屋西部地区まち再興協議会が住民の手により発足し、1年余りにわたる検討が積み重ねられ、平成9年8月に同協議会から「まち再興計画案」が市に提出されました。

この計画案を踏まえ事業計画を策定し、平成10年3月に事業計画の決定公告を行い事業がスタートしました。

今後は一日も早いまちの再興を目指して事業に取り組んでまいります。



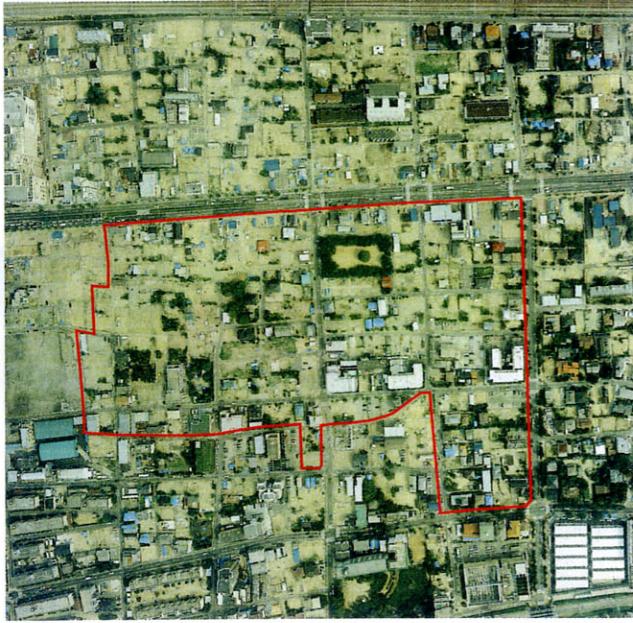
施行前の航空写真

震災前



(平成3年12月31日撮影)

震災後



(平成7年6月30日撮影)



震災の状況

●地震の概要

発生日時／ 平成7年1月17日 午前5時46分

地震の規模／ マグニチュード7.2 震度7（激震）

震源地／ 淡路島北部（兵庫県津名郡北淡町）



（兵庫県下の被災状況）（平成9年12月現在）

死 者 6,394人

負傷者 40,071人

建物の被害 全壊 103,998棟

半壊 136,934棟



（芦屋市の被災状況）（平成9年12月現在）

死 者 443人

建物の被害 全壊 4,722棟

半壊 4,062棟

（芦屋西部第二地区の被災状況）

（平成9年12月現在）

建物の被害 409棟のうち

全壊332棟 (81.2%)

半壊 46棟 (11.2%)



これまでの経緯

平成7年3月17日	都市計画（被災市街地復興推進地域、震災復興土地区画整理事業）の決定
〃 4月28日～	まちづくりアンケート調査の実施
〃 6月29日	現地相談所の開設
〃 7月14日～28日	第1回まちづくり住民説明会
〃 12月27日	住民の会から芦屋市へ「住民の会イメージ案」の提出
平成8年1月4日	芦屋市から住民へ「まちづくり素案」の提示
〃 2月2日～19日	第2回まちづくり住民説明会
〃 3月17日	芦屋西部地区まち再興協議会設立総会
〃 7月29日～	まちづくりアンケート調査（まち協、市）／住宅再建意向
〃 9月23日	まち協アドバイザーグループから計画案（9.23案）の提示
平成9年2月8日	まち協アドバイザーグループから修正案（2.8案）の提示
〃 8月11日	まち協から芦屋市へ「まち再興計画案」の提出
〃 9月5日～13日	街区別住民懇談会
〃 10月15日～28日	第2段階都市計画案の縦覧
〃 12月5日	第2段階都市計画の決定
〃 12月8日、10日	西部第二地区事業計画案説明会
〃 12月15日～28日	〃 〃 事業計画案縦覧
平成10年3月11日	〃 〃 施行規程の議会議決
〃 3月26日	〃 〃 事業計画の決定、施行規程の公布



●第1回まちづくり住民説明会



●まち再興計画案の提出



事業の概要

●事業の諸元

事業の名称／ 阪神間都市計画事業芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業

施行者／ 芦屋市

面積／ 約 10.7ha

事業期間／ 平成9年度～平成24年度

施行地区の区域／ 芦屋市津知町及び川西町の各一部

事業費／ 92 億円



事業計画図

●土地利用の現況

本地区は国道沿いに一部低層の商業施設が立地している以外は、住宅地としての土地利用が中心となっています。震災により、建物の全半壊率が90%を越えましたが、再建建物も見られます。

●設計の方針

○土地利用計画

本地区は快適で安全なまちづくりを目指し、一部商業施設とも協調する住居系の土地利用を図ります。

○計画人口

本地区的計画人口は約1,600人、人口密度は150人/haとします。

○公共施設計画

・道路

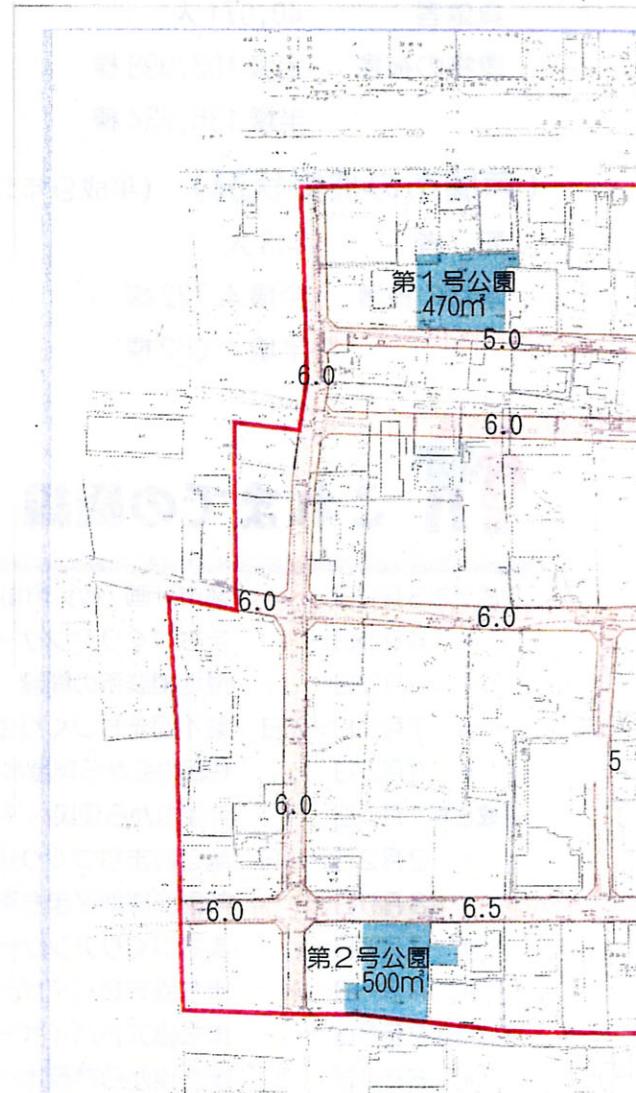
国道2号 (W=28m)・さくら通り (川西線W=20m)など主要な道路と津知公園とを結ぶコミュニティ道路等は、災害時の避難路とともに、歩車共存による主要な動線として整備し、歩道には植栽を施し緑豊かな公共空間を創出します。

他の区画道路は、宅地利用状況を考慮して適宜配置します。

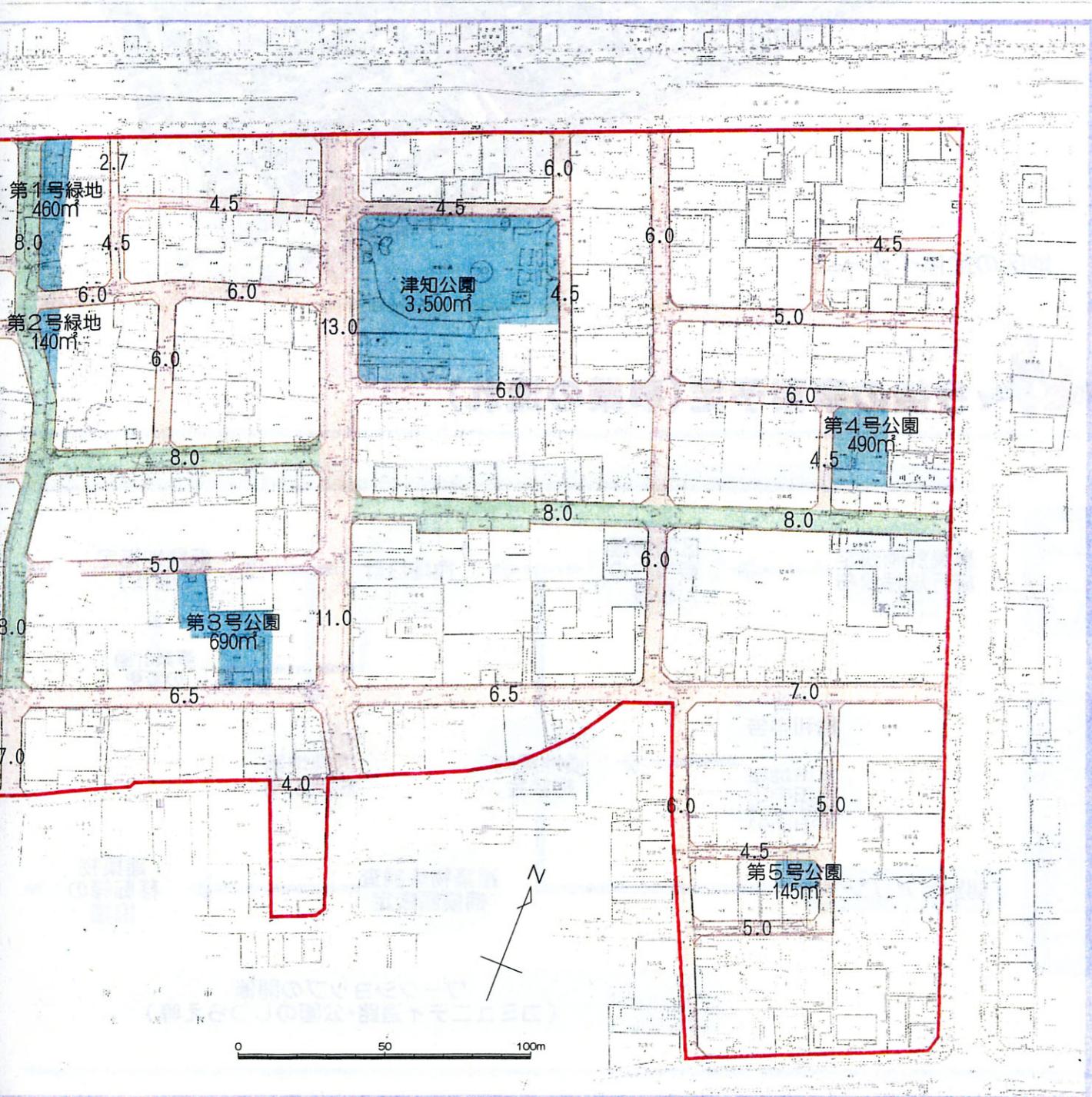
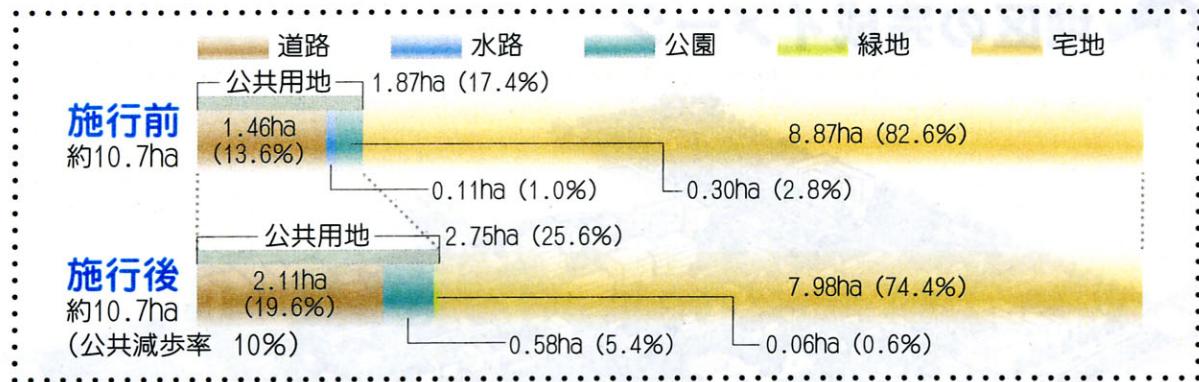
・公園・緑地

公園は現在の津知公園を拡張して、住民の憩いの場及び防災機能を備えた公園として整備します。

また、地区内に小公園を適宜配置し、日常生活の憩いの場として整備します。



凡 例	
	コ ミ ュ ニ テ ィ 道 路
	区 画 道 路
	フ ッ ト パ ス
	公 園 ・ 緑 地
	地 区 界



本図面は、印刷ずれ等で明確でない部分もありますので、詳細については当課にお問い合わせ下さい。



地区の完成イメージ



地区の全体イメージ

5



今後の事業予定(事業の流れ)

手続き

皆様とお話しする機会

事業計画決定
施行規程公布

区画整理
審議会の設置

換地設計

仮換地指定
(順次)

必要に応じ
事業計画
の変更

権利申告
基準地積
更正申出
(事業決定後
60日以内)

※1
換地意向
相談会

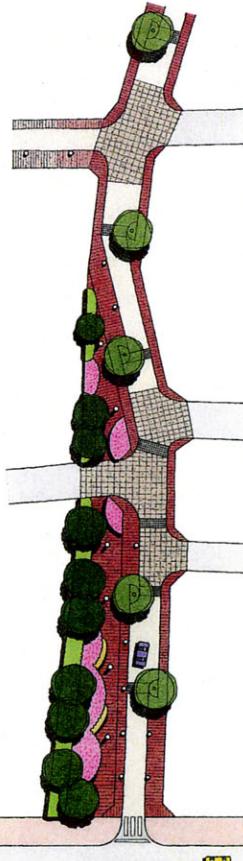
※2
仮換地案
個別説明

個別ヒアリング

建築物等調査
補償額査定

建築物
移転等の
協議

ワークショップの開催
(コミュニティ道路・公園のしつらえ等)

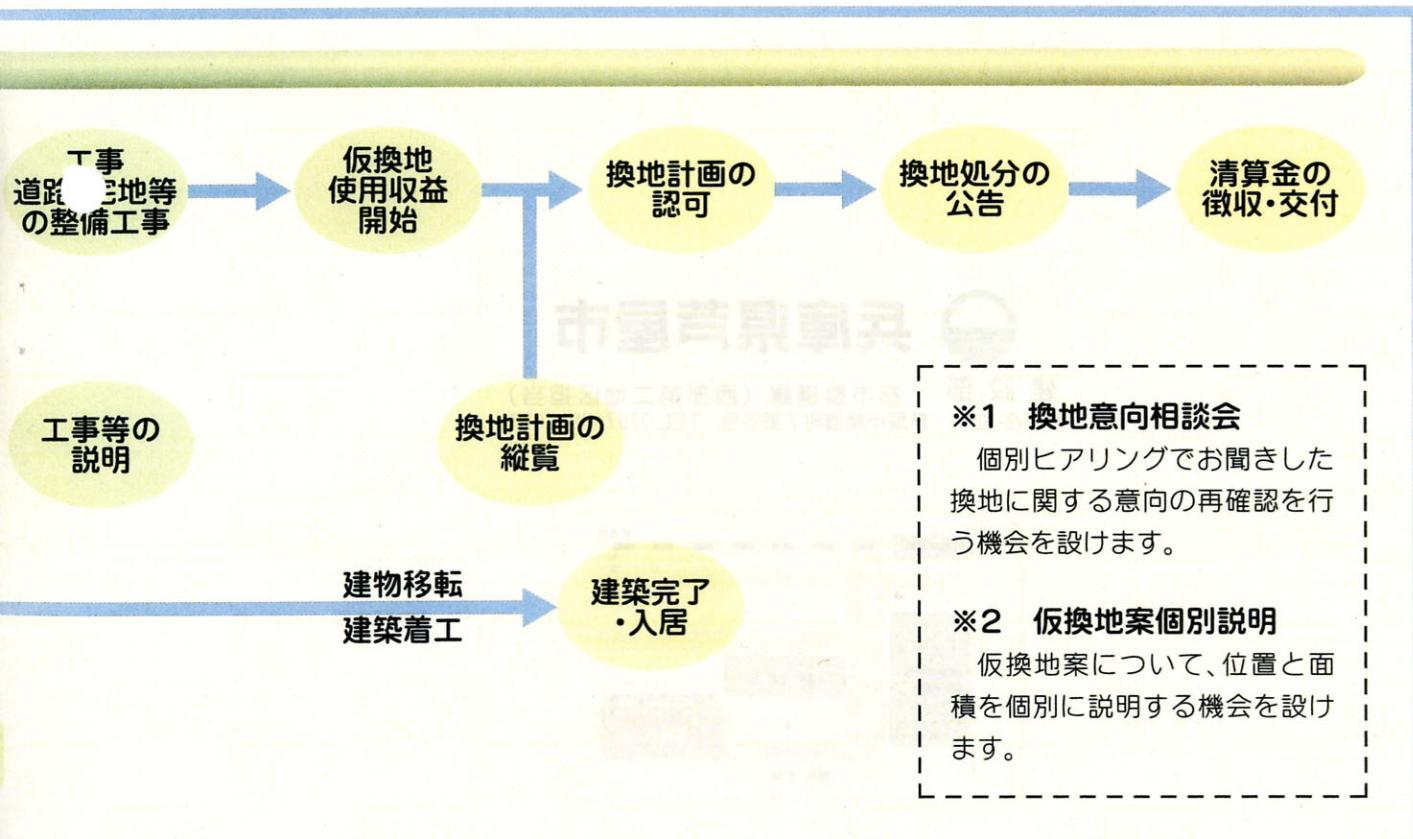


コミュニティ道路のイメージスケッチ



コミュニティ道路のイメージ平面図

本図面は、イメージ図であり、完成予想図ではありません。





兵庫県芦屋市

建設部 都市整備課（西部第二地区担当）
〒659-8501 芦屋市精道町7番6号 TEL.0797-38-2077
2078

